

第19回西和賀町議会定例会

令和8年3月5日（木）

午前10時00分 開 議

副議長 高橋雅一議長から欠席の届出があり、これを受理しています。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わって、私副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は11名であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

内記町長及び柿崎教育長より、説明員として出席する旨の届出のあった者の職、氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

本日も開会前の抽せんにて決定した登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順5番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。よろし

くお願いいたします。

まず1つ目、沢内小中学校の一貫校化について質問いたします。沢内地区小中学校は、一貫校化し、新校舎を太田地区に建設する計画で進んでいると認識しています。建設計画の進捗状況を伺います。

副議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしく申し上げます。

ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。沢内地区小中一貫校の進捗状況についてお答えいたします。

昨年は、沢内地区小中一貫校の位置や目指したい西和賀町の教育について、保護者や教職員、そして地域の方々に対し説明会を開催し、意見交換を行いました。

伺ったご意見等を踏まえながら、現在は小中一貫教育のあり方、特にも西和賀の特色を地域活力につなげる取組をどう進めていくか、他自治体の事例等を学びながら、方向性について内部検討を行っているところです。

また、西和賀町の教育環境を生かした地域との協働による教育留学のあり方についても検討を進めていきたいと考えております。

どのような学校をつくり上げていくかの検討案をつくり、引き続き保護者、地域、学校関係者等と意見交換をする場を設けながら進めてまいりたいと存じます。

副議長 普本歌織君。

3番 今お話しいただいたような進捗状況は、常に現場である小中学校の職員の皆さんと共

有しているということによろしいですか。

副議長 学務課長。

学務課長 校長先生等とは、校長会等を通じて意見交換をしておりますし、今年度は沢内小学校の先生方で職員会議というか、そういった場がありましたので、そちらのほうに出向いて説明する場もありました。引き続き先生方等と距離感を近くして進めていければと思っていますところでは。

副議長 普本歌織君。

3番 現場の先生方とのそういった共有、とても大事なことだと思うので、そのように進めていただきたいと思います。

次の質問です。令和7年9月の保護者説明会では、一口に小中一貫校といっても、様々な形態があり、大きく分けると義務教育学校、そして小中一貫型小学校、中学校があるという説明がなされたと認識しています。現在町では、どのような形態の小中学校を検討しているか、またその理由を伺います。

副議長 学務課長。

学務課長 小中一貫校の形態についてお答えいたします。

義務教育学校と小中一貫校の最大の違いは、法的な学校組織の単位です。義務教育学校は、9年制の一つの学校として、校長やカリキュラムが一体ですが、小中一貫校は原則として小学校と中学校が連携する形です。義務教育学校は、一つの学校として位置づけられるため、小学校6学年、中学校3学年の枠にとられない柔軟な学年構成が可能であり、9年間の成長段階に応じた学習計画や独自カリキュラムを編成できます。

実際に義務教育学校等を訪問し、先生方から直接実情等のお話を伺いながら、西和賀町に望ましい形態等について検討を行っているところです。

現状としては、西和賀町の自然、歴史、文化を継承するとともに、ふるさとを愛し、将

来の担い手となる人材の育成、学習環境面のメリット等を考慮すると、義務教育学校が望ましいと考えているところです。

今後の説明会等において、皆さんからご意見をいただいきたいと考えているところです。

副議長 普本歌織君。

3番 義務教育学校を検討しているということで、沢内の小中学校の環境ですとか、児童生徒の実態にも合っているというふうに判断しているということによろしいですか。

副議長 学務課長。

学務課長 今教育委員会のほうとしても様々な事例等を学びながらという段階ですけども、やっぱり地域を大事に学んでいくというスタイルを考えた場合、9学年での編成での学びというのが効果が大きいのではないかと感じているところでもあります。

そういったメリット面を考えていくと、現段階では義務教育学校が望ましいというふうに思っておりますが、これから皆さんと話し合いの場を設けながら進めていければなというふうに思っているところです。

副議長 普本歌織君。

3番 保護者の皆さんも、地域の皆さんも、小中一貫校って何だろう、義務教育学校って何だろうというところから始まると思うのですが、今のご答弁にもあったような意見を聞く機会というようなあたりで義務教育学校とはとか、小中一貫校とはということで詳しく説明がなされるということによろしいですか。

副議長 学務課長。

学務課長 そういった部分の説明を含めまして、今後説明をしていきたいと考えているところです。

副議長 普本歌織君。

3番 そのようにお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。本年度12月議会の私の一般質問への答弁で、町内の小中学校の校

長先生方と一緒に岐阜県の小中一貫校である白川郷小中学校の視察を実施するというものでした。実施されたのでしょうか。

そして、どのような成果があったのか、お知らせください。

副議長 教育長。

教育長 今日もよろしくお願ひいたします。私のほうから、白川郷学園の視察についてお答えさせていただきたいと思ひます。

今年の1月27日、それから28日の日程で町内の4校の校長先生方、それから学務課長、それに課長代理、そして私の7人で、「ふるさと白川郷に夢と誇りを」を教育方針に掲げ、児童生徒数や自然環境がすごく酷似している義務教育学校、岐阜県の白川郷の白川郷学園を視察してまいりました。

そこでは、同じく雪深い地域ではありましたが、村の魅力を学ぶふるさと学習、それから大人への成長を支えるひとりだち学習など、地域に誇りを持ち、未来を切り開いていく子供、厳しい自然環境に負けない心を大切にたくましく生き抜いていく子供を育てていく学校でありました。

また、子供たちは9学年の縦のつながりで、思いやりの心や、それから学習面では、専門教科の先生が小学校の低学年、中学年においても授業を行うなど、学習指導においても先生方の縦のつながりを生かしながら、小中一貫教育のメリットを生かしている学校だということも学んでまいりました。

いずれ地域の方々との連携については、とても大きな学びを得て帰ってきたところです。このような視察で学んできたことを、今後のあり方の検討や説明会において活用していきたいと思ひております。

副議長 普本歌織君。

3番 私も行かれた校長先生にお話を聞く機会が実はあったのですが、本当にすばらしかつた、白川郷小中学校のように地域への思

いや誇りを育てたいのだということとその校長先生はおっしゃってございました。

こうした教育委員会ですとか、校長先生方の学んでこられたことを、今教育長のご答弁にもありましたが、ぜひ町民に伝えていただきたいと思ひます。これだから小中一貫校にして、よりよい西和賀の子供たちを育てる環境をつくっていくというところを共有していくことが必要なのではないかと思ひております。

そういったことも含めて次の質問に行くのですが、検討の経過や進捗については、町民や保護者へどのように説明を行っていく予定なのか、お知らせください。

副議長 学務課長。

学務課長 今後の説明会についてお答えいたします。

どのような学校をつくり上げていくか、引き続き町民、保護者、学校関係者等とも意見交換をしながら進めてまいりたいと存じます。

特に保護者への説明については、授業参観やPTA総会など、保護者が集まる機会に、こちらから出向いて説明することも大事であると考えております。

先日沢内小学校の授業参観の際にお時間をいただき、現状の説明等をさせていただきましたが、出席率が高く、多くの保護者に説明をすることができたと思ひます。

今後についても、保護者が集まる学校行事等の機会を通じての説明も行っていきたいと考えているところです。

副議長 普本歌織君。

3番 私も参加させていただきましたが、本当に保護者が集まった機会を利用させていただくというのは、大事なことだというふうに思ひます。保護者の皆さんも、こういう話をなかなか聞く機会がないというような声も聞かれておりました。

一口に保護者といっても、小中一貫校に対して関心の向け方は、本当にそれぞれかなと

いうふうを感じているところでもあります。今在学している子供の親でも、一貫校化したときに子供が在学している方と、そうではない方で関心の向け方が違ったりということもあると思います。

しかし、町で子育てをした経験、している経験のある方として、町の教育について意見を聞きたいのだというような町の姿勢は、とても大事なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

副議長 教育長。

教育長 町民とコンセンサスを図るということは、とても大事だと思いますし、我々が説明会をしていくうちに、私たちが気がつかないことを町民の方から提案していただくこともあろうかと思っておりますので、情報等につきましては、機会あるごとに説明できたらいいかなと思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 今保護者に対してお聞きしたのですが、地域の方についてもお聞きしたいと思います。2月16日から19日、町内6か所で議会報告会を行いました。その議会報告会の場で、地域や家族に子供がいないので、小中一貫校のことは知らなかったという声ですとか、校舎の老朽化のことは心配だけれども、大事なことで焦って決めないでほしいというような声が寄せられていました。

地域の皆さんへの周知の方法、今後意見を聞く場を設けられるかについて伺います。

副議長 教育長。

教育長 地域の方々にも同じであって、これから町の行政等についての説明会とか、いろいろな機会があるかと思いますが、そういうところと連携しながら、話せるところ、伝えるべきような内容につきましては、吟味しながら、機会があれば、そういう場でも伝えていき

いなというふうに思っております。

副議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。

保育所、保育園の統合についてです。町の保育所、保育園は、令和8年度、湯田、沢内地区でそれぞれ統合し、各1園の統合体制を開始することとなっています。湯田地区、沢内地区でのそれぞれの進捗状況を伺います。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

初めに、湯田地区では、湯本保育園への統合が決定され、保育園の先生方が中心となって運営計画や体制づくりなど、4月からの受入れ準備が進められており、町もそれに合わせて入園手続を進めているところです。

新園舎の建設につきましては、運営法人の設計発注に基づき基本設計を終え、年度内完了に向けて詳細設計、実施設計が進行しています。

次に、沢内地区では、せんだん保育所への統合を決定し、保育所の先生方を中心として、運営計画や体制づくりなどを進めており、それに合わせて入所手続を進めているところでございます。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。沢内地区、湯田地区、それぞれで進めていただいているということで、湯田地区のほうは、法人さんのほうにお任せする部分も大きいのかと思いますが、連携を密に取りながら進めていただいているということよろしいですか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

湯田地区の保育園の先生方につきましては、毎月の定例の園長、主任保育士会議のほうに参加をさせていただきながら、あとは必要に応じて連絡を取りながら一緒に進めております。

また、今月末になりますけれども、保育園の引っ越し作業についても、一緒に私たちも現場でお手伝いをしながら、まず4月からスムーズに受入れができるように準備を進めているところです。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 前回の議会で、沢内地区保育所の統合後の対策ということで、内部工事の予算を可決したと思います。湯田地区も沢内地区もそうだと思うのですが、統合体制を始めてからいろいろ不都合が出てくるということもあるのではないかと思います。それはその都度対応をしていくということによろしいですか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

今年度補正予算におきまして、まず4月スタートに向けて、沢内地区、湯田地区ともに必要な改修をまずさせていただいております。もちろん受入れする子供さんが今度4月から増えるということもありますので、その状況を見ながら、適宜対応できればと考えております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 必要などころには必要な手だてを取っていただきたいと思います。

次の質問ですが、湯田地区、沢内地区ともに新園舎での供用開始とともに、認定こども園として事業を開始することと認識しています。認定こども園化する理由を伺います。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

初めに、認定こども園についてでございますけれども、教育と保育を一体的に行う施設ということで、一般的に言われる幼稚園と保育所・保育園の両方のよさを併せ持つ施設となっております。

認定こども園化の大きなメリットといたし

ましては、保護者が働いているか、働いていないかにかかわらず、子供さんを受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能を有していること。卒園後の小学校以降の学習や生活の基礎となる幼児期の教育と、保護者の就労などで保育が必要な子供への保育の両方を提供できる部分で、子育て世代の多様なニーズに対応できる点にあると考えています。

あわせて、施設整備交付金や教育保育給付交付金などの財政措置がより手厚くなっており、町の財政面と私立保育施設の運営面にもメリットがございます。

現在進めている保育施設統合整備では、新しい保育施設を学校との一体エリアに整備していく方向性としております。

今後において、学校との連携をより強くし、小学校以降の教育につなげていく視点からも、認定こども園化により、乳幼児期の教育と保育を確立し、こども園での遊びを通じた学びから、学校での各教科の学習への円滑な接続を期待するものでもあります。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。いろいろなメリットがあるということが分かりました。

保育の内容、子供たちの一日の流れ、生活の流れみたいなどころでは、何か変わることがあるのでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

まず、保育の内容につきましては、保育所でありますと、保育所保育指針に基づいて、それぞれ全体計画であったり、各クラスごとの保育内容を決めていかれるわけですが、今度こども園化する場合につきましては、教育・保育要領といったことに基づいて、その内容を決めていくといった部分があります。

ただ、両方の幼稚園と保育所・保育園の両方の機能を併せ持つということで、保護者の

方が選択をして、幼稚園の機能をメインで使いたい、また保育所の機能を使いたいというところを選択できるという部分で、例えば幼稚園を利用される場合には、大体午前中に終わっておうちに帰ると、昼食であったり、お昼寝がないとか、あと夏休み、冬休みがあったりと、学校に沿ったような形の利用形態ができますし、ただあと保育も必要だということであれば、それにプラスして保育の部分も利用できるといったところで、利用者のニーズに合わせた利用ができるかなと考えております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 そういったようなところも含めて、利用する方とか、利用される方に伝えていくことが大事だと思いますが、そういった手だては取られるのでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 おっしゃるとおり、町内には幼稚園というものがありませんので、まずはそこから、例えば入所申込みの案内をするときに説明をさせていただいたり、また何かの集まる機会に、そういった違いのところを説明させていただければ、活用できる機能が増えるといったところをお伝えして、ニーズに合わせてご利用いただければと考えております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。

新保健センターの建設についてです。新保健センターの建設について、町のホームページに基本設計説明書が公開されています。建設について、進捗と今後の予定を伺います。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保健センター建設の進捗状況につきまして、基本実施設計をプロポーザル方式により、

昨年8月着手して、本年1月に基本設計を終え、現在は詳細設計、実施設計を進めているところです。

今後の予定につきましては、進行中の詳細設計を本年6月には完了し、予算措置をした上で、建設工事の入札、契約手続を進め、本年10月頃の着工、令和10年3月完成を目指すスケジュールとしております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 9月議会の私の一般質問の答弁で、子育て世代関係団体や支援組織との意見交換を行うとのことでしたが、実施されたでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

保健センター建設に向けての意見交換につきましては、昨年10月15日、湯田庁舎3階におきまして、子育て支援団体の関係者にお集まりいただき、設計事業者同席の下で建設計画案をお示ししながら、意見交換を行わせていただきました。

ご出席いただいた方につきましては、町内で子育て支援活動を行っておられる西和賀の教育と子育てを考える会、わらびのもり、そして社会福祉協議会の関係者となっています。

また、保育施設統合に向けた保育園、保育所との定例会議におきましても、建設計画案を説明して、ご意見などを伺っていますことを申し添えさせていただきます。

副議長 普本歌織君。

3番 この意見交換では、どのような意見が出たでしょうか。その意見を基本計画にどのように反映させたかについてもお知らせください。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

子育て支援団体との意見交換でのご意見等につきまして、主に子育て支援スペースに関

するものをご紹介します。子育て世代と他の世代の方が交わる場がある施設もいい。他市の子供広場は、ガラス張りがよく見えるが寒い。子供が走り回れる広さ、転んでも軟らかい床だといい。冬の遊び場が欲しい。長時間いても大丈夫なような工夫も欲しいと。ちゃんと使われる施設、使い勝手がよい施設を造ってほしい。駐車場から子供たちが遊んでいる姿が見えるといいと思う。遊んでいる子供を見ながら親たちが過ごせる場所が欲しいなどをいただいております。

また、基本設計への反映につきまして、主なものとしたしましては、子育て支援スペースの配置を1階の正面側へ変更させていただいております。また、床暖房の入ったクッションフロアとし、木のぬくもりを感じる内装としております。

また、子育て支援スペースと交流スペースを隣り合わせに配置することによって、まず保護者の方々が遊んでいる子供を見守りながら過ごせるスペース、他世代とも交流ができるスペースを確保しております。

また、各スペースは多用途に活用できるように、形状や仕切りの変更などを設計事業者の方にご検討いただくなど、意見交換等のご意見を反映しながら、基本設計をまとめたところでございます。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 子育て支援団体の意見交換会に出席された複数の方から、この建設計画が発表された後にお話を伺いました。そうしたところ、自分たちが何かの集まりをできるような交流スペースに隣接した子供の遊べるスペースというところが実現されているというところですか、今のお話にもあったように、子供たちが遊んでいるところが外から見ると、日頃子供たちと接することがない方も元気が出るのではないかといい意見。それから、産後

ケアのスペースは、むしろ子供の声が聞こえないような静かなところがということですか、自分たちの意見が反映されたと感じたというご意見でした。

まさにこういったようなことが町の事業にとっては大事なのではないかと感じているところです。自分たちの声が町の事業に反映されたという経験が、また次の機会にも意見を出そうという気持ちになる好循環を生み出すことができるということにつながるのではないかと思います。こうしたことが町民との関係では非常に大切なのではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 おっしゃるとおり、私も一連の流れを経験いたしまして、そういった意見を取り入れて、つくり上げていくということが本当に大切だなと感じております。

また、今後ソフト面の部分で、例えば遊具であったり、運用の部分についても、これから決めていく段階がありますので、その時点でまたご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 そのように進めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。介護事業所等への支援の要望についてです。現在町の介護事業所は、経営の困難を抱えながら、町民にとって非常に重要な介護事業を支えてくださっていると認識しています。議会の総務教民常任委員会でも、介護事業所の皆さんと懇談を行って、それぞれに経営的に困難を抱えておられることを実感したところであります。

昨日の同僚議員の質問で、具体的な支援について議論されました。私の質問では、介護事業所への支援は町だけでは難しい面があり、県や国に対しても要望を行う必要があるの

ではないかと考えますので、その点でお聞きします。

介護事業所の運営が持続可能であるような措置を県や国に求めることが町として必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、これまで行った要望の内容と成果を伺います。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

町では、令和7年度の岩手県への要望項目の一つとして、介護事業所や障害福祉サービス事業所に対する支援を要望しています。

内容は、臨時的対策を含めた介護報酬等の大幅な引上げと過疎地域における人員配置基準の緩和など、介護事業所等が安定的に事業を運営し、サービスを継続できるよう国へ働きかけるよう要望したものです。

要望に対して、岩手県からは、国へ働きかけるよう要望している旨の中間回答をいただいております。今年度末をめどに要望に対する取組状況等の最終改定を行う予定との回答をいただいております。

副議長 普本歌織君。

3番 介護報酬の大幅な引上げを要望したとのことですが、これは本当に重要なことであると感じます。人件費も上がり、物価高騰が襲いかかっているにもかかわらず、介護報酬には賃上げ分も物価高騰分も見られていない、このことが介護事業所の経営を圧迫しています。抜本的な解決には、介護報酬の引上げが不可欠であります。

県も国のほうに要望しているということですので、今年度末返答があるということですので、私も引き続きこの点に関して注視してまいりたいと思いますし、返答が来たら、またお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国からの回答が来ましたら、お知らせするようにしたいと思います。

副議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。

町立さわうち病院の機器更新についてです。町立さわうち病院は、移転後10年余りを経過し、機器更新の必要性があることが令和7年2月臨時議会、令和8年度予算審議等で議論されてきました。町民に安定した医療を提供するためには、機器更新は不可欠であります。国保病院が健全な経営をしながら機器更新をするために、県や国に財政的な措置を要望する必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、これまでに行ってきた要望の内容と成果を伺います。

副議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在の病院が移転新築してから約12年が経過しております。移転に合わせ新規更新した医療機器のほか、旧病院で使用していた機器を移設したのも多くございますので、ここ数年更新や修理をする機会が多くなってきております。

医療機器の更新時期につきましては、保守が可能な期間が約8年から10年ほどとなっておりますので、部品の供給が終了して修理ができなくなる前に更新の検討をしておるところでございますが、実際は同型の機器等の部品等を代替して修理を行って、実際に10年以上使用している機器もございます。

昨年2月の臨時議会におきまして審議いただきましたエックス線テレビシステム、透視の機器になりますが、約2,500万円の更新費用が発生した高額な医療機器でありましたが、これについては病院移転前の平成24年1月に整備したものでありましたが、約15年が経過して、不具合も生じていたことから、翌年度の更新を予定していたところでしたが、その前に故障により修理ができなくなったため、急遽審議していただいた経緯がございま

す。

ご質問の医療機器更新に関する財政的支援、要望についてですけれども、町単独としては、特化して医療機器更新に対する財政支援を国や県へ要望するというはしておりませんが、病院運営全般に関する要望として、所属します全国自治体病院開設者協議会や、あとは全国自治体病院協議会が代表して関係機関へ要望書の提出を行っておりますし、全国自治体病院開設者協議会岩手県支部の活動としまして、町長が県内で自治体病院を設置している首長さん方と一緒に県選出国會議員へ直接要望に伺っております。

また、岩手県町村会としましても、県知事や県議会への要望も行っていただいているところではあります。

その要望の成果としまして、診療報酬の引上げであるとか、物価上昇に対する支援事業などの創設がなされているものと認識しております。

以上です。

副議長 普本歌織君。

3番 様々なものの物価も上がり、資材も値上がりしている中で、医療機器自体の価格も高くなるなどの影響もあるのでしょうか。

副議長 病院事務長。

病院事務長 昨今の物価上昇、様々な物価、ものが値上がりしております。医療機器に関しても同じような状況になっているものと思っております。

副議長 普本歌織君。

3番 そうした影響ですとか、先ほどのご答弁にもあったとおり、ある程度の成果が出ているということではあります。経営はなかなか厳しいというところが現実なのではないかと思っておりますので、引き続き要望は行っていく方針ということではよろしいでしょうか。

副議長 病院事務長。

病院事務長 そのとおり、今後も引き続き各関

係機関等に要望してまいりたいと思っております。

副議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。

A I オンデマンドバスの利用状況と今後の見通しについてです。令和7年3月から湯田・沢内おでかけバスが一部予約式となりました。このことについて伺いたいと思います。システム導入当初は、利用の仕方の変更により、町民から役場への問合せ等があったと認識していますが、現在はいかがでしょうか。予約の仕方等の問合せは、続いているのでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。お答えいたします。

A I オンデマンド交通に関する役場への問合せについてであります。議員ご指摘のとおり、令和7年3月にA I オンデマンド交通を導入した際には、従来と異なる予約式の運行システムへの変更となったことなどにより、利用方法等について、役場への直接の問合せが寄せられておりました。その件数については、全てを記録しておりませんが、5月頃までは月に10件程度寄せられていたところですが、現在においては役場への直接の問合せはほとんどなくなっている状況です。

この問合せ状況についてですが、町としては、A I オンデマンド交通の運行開始に当たり、町への制度周知のため、町立西和賀さわうち病院や集落支援センターに相談窓口を設置し、利用方法等について説明を行ったほか、地域サロン等の要請に応じて担当者による出前講座を行い、対面による説明を重ね、町民への理解促進を図ってきたところであります。

また、電話予約を受け付けるコールセンタースタッフの対応について、町民からの意見等を踏まえ、適宜検証し、町民が利用しやすくなるよう必要な改善を重ねてきたところで

す。

こうした取組などにより、A I オンデマンド交通に関して町民への理解促進が図られたほか、利用のしやすさが改善されたことなどにより、徐々に役場への直接の問合せが減少しているものと認識しております。

副議長 普本歌織君。

3番 定時路線から予約式に変更したことで利用増につながっているでしょうか。湯田地区、沢内地区、それぞれの状況を伺います。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、A I オンデマンド交通の利用状況について集計結果が出ております直近の令和7年12月時点における月間の1日平均利用者数は、沢内地区が2.3人、湯田地区が4.0人となっております。

A I オンデマンド交通導入以前の同路線と比較した場合、湯田地区は導入前と同水準で利用されておりますが、沢内地区の利用者数は導入前の水準を下回っている状況です。

一方で、A I オンデマンド交通導入後における県道1号バスとおでかけバスを合計した町民バス全体の利用状況については、前年度と比較した場合、令和7年4月以降各月で同年の同月を10%前後上回る利用状況となっており、全体として見れば、町民バスの利用者数は増加しております。

そのため、A I オンデマンド交通を導入したことに伴い、利便性の向上等による町民バスの利用促進に一定程度寄与したものと考えております。

副議長 普本歌織君。

3番 それでは、このA I オンデマンド方式について複数の町民の方から、利用予約しようと思ったけれども、使いたい時間や路線に予約を入れることができなかったという声がありました。そのような事例は、役場のほうでは把握しているでしょうか。原因の分析や

対策はなされているでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員からご紹介いただいたようなご質問、予約をしようとしたが、使いたい時間、路線で予約が取れなかったという声につきまして、役場のほうにも直接寄せられることがあり、また町において出前講座や住民懇談会などを開催する中で、同様のご意見をいただくことがありますので、事例として把握をしております。

町においては、個別の事例について改善の余地がある場合、委託事業者に詳細の報告を行い、個別に検証し、原因の分析を行った上で、委託事業者と協議をしながら、逐次改善のための対策を講じております。

具体的な改善例としまして、事例を検証した結果、実際の運行を想定した場合、運行上の予備時間の設定や走行速度の設定に改善の余地があったため、システムの調整を加えたほか、バスの待機場の追加などを行った場合、導入当初と比較して予約が取れないケースは減少してきております。

副議長 普本歌織君。

3番 このような声を把握していただいて、個別に検証して、システムの改善につながっているということが分かりました。こういったような町民が使いやすいシステムになっているかを今後も見直していくことが必要だと思うのですが、どのように見直し、改善を行っていく予定か、お知らせください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

A I オンデマンド交通におきましては、引き続き利用状況等の分析を行いながら、必要な改善を加えていくほか、集落支援員等と連携をしながら、地域サロン等での出前講座の開催などを通じて、利用者からの直接の声を伺うとともに、利用者が最も多い町立西和賀

さわうち病院のスタッフと連携し、実際の利用を行う中での改善点などを逐次共有し、改善を図ってまいりたいと考えております。

副議長 普本歌織君。

3番 そのように町側から声を集める努力というのは、どうしても必要なのではないかと思いますので、そのように進めていただきたいと思います。

それでは、町長施政方針演述についての質問に移ります。2月3日から13日に行われた第3次総合計画に関わる住民説明会で、複数の会場で人口減への対策を大きく打ち出してほしいとの要望があったと認識しています。2ページに、町のブランド化による交流人口と関係人口の最大化とありますが、町のブランド化を関係人口、ひいては移住、定住につなげる方策はあるかどうかについて伺います。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

住民説明会において、人口減少対策をより強く打ち出すべきとのご意見を複数いただいたことは、重く受け止めております。第3次西和賀町総合計画の重点戦略に掲げる町のブランド化による観光客等の交流人口と関係人口の最大化は、人口減少対策の基盤となる重要施策であると考えております。

本町では、地域ブランド、ユキノチカラを軸に、商品づくり、情報発信、交流・関係人口づくりなどを相互に連動させながら、地域の魅力と価値を継続的に生み出していくための仕組み、言わば地域経営の基盤として位置づける地域価値創造プラットフォーム形成事業を令和8年度から展開いたします。

この取組により、町外の在住者との継続的な接点を構築し、交流から関係へ、さらには二地域拠点の、2つの地域の居住や移住、定住へと段階的につなげていく考えであります。

具体策としましては、令和8年度より保育園留学を実施し、子育て世代が一定期間滞在

しながら本町の暮らしを体験できる仕組みを整備いたします。こうした暮らしに触れる機会を増やすことで、将来的な移住、定住への可能性を高めてまいります。

また、ふるさと住民登録制度につきまして、現在のところ国から詳細なガイドラインが示されていない状況ではありますが、町としては、地域価値創造プラットフォームの取組を進める中で形成される関係人口のネットワークを将来的に当該制度と接続し、関係性を可視化、深化させる仕組みとして活用できる可能性があると考えております。

まずは、町独自の基盤を着実に構築し、その成果や国の制度設計の動向を踏まえながら、最適なタイミングでふるさと住民登録制度の活用を検討してまいります。

ブランド化を入り口にプラットフォーム形成、関係人口の深化、そして移住、定住へと段階的につなげる総合的な人口減少対策を推進してまいります。

副議長 普本歌織君。

3番 人口減は、多くの町民がとても心配している現状です。それに対する施策の本気度が見えるかどうか町民との信頼関係ではとても重要だと思います。今お話あったような施策について、町民にどのように周知していく予定でありますでしょうか。

副議長 町長。

町長 お答えいたします。

まず、このような取組を体系化した総合計画をつくり、今議会で承認をお願いしているところでございますけれども、そうしたものをしっかり訴えさせていただくとともに、実績というのも非常に大きいのではないかなと思っております。

例えば西和賀高校におきましても、1クラスから2クラスというような、こういう数字あるいは目に見える実績、本当に卒業式、入学式に参りますと、生徒がいっぱいいるとい

うような状況に接すると、そういうものがより伝わることにつながっていくのだなというふうに思っております。

そういうようなものを掲げました計画において上げていきながら、町民の皆様とともに一緒に頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

副議長 普本歌織君。

3番 もう一点です。12ページに、令和8年度は、障害者計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画など、各種計画の最終年度であることから、町民の生活実態やニーズの把握に努め、計画の策定に取り組むとありますが、具体的にどのような方法で生活実態やニーズの把握をする予定でしょうか。

副議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

生活実態やニーズの把握の具体的な方法として、アンケート調査の実施を予定しています。

障害者計画につきましては、町内に住所を有する身体障害者手帳などの所持者及び町外に住所を有する障害福祉サービス利用者を対象として、令和8年度に福祉に関するアンケート調査を実施する予定です。

福祉に関するアンケート調査では、障害福祉に関する意識、意向などを把握するため、障害福祉サービスの利用状況、日中の活動や就労状況、相談相手、障害福祉施策の満足度などに関する項目について調査を進める予定です。

また、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、町内に居住する65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、また町内に居住する65歳以上の要支援、要介護認定者及びその介護者を対象とした在宅介護実態調査を令和7年度に実施しております。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、

体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに関する項目について。また、在宅介護実態調査では、本人の心身の状態やサービスの利用実態、介護者の就労の状況などに関する項目について、それぞれ国で示す必須項目に町独自の項目も追加しながら調査を進めているところです。

副議長 普本歌織君。

3番 アンケート調査の内容を伺うと、きめ細かい調査になっていると感じます。町民のニーズがしっかりと反映された計画になるように、引き続き注視してまいりたいと思います。

では、教育方針演述についての質問に移ります。2月16日から19日に議会が行った議会報告会の複数の会場で、地域に子供がいなくなった寂しさや、何かの形で子供たちや教育に関わりたい思いが出されました。

5ページの豊かな心の教育について、この地域で懸命に暮らす人々の思いに触れる機会を創出とありますが、具体的な方策はありますでしょうか。

副議長 教育長。

教育長 この地域で懸命に暮らす人々の思いに触れる機会の創出の具体的な方策についてお答えしたいと思います。

初めに、豊かな心ということなのですが、思いやりや生命や人権の尊重、自然や美しいものへの感動、畏敬の念、正義や公正、さらには勤労観、職業観まで含み、児童生徒が社会の一員として主体的に生きるための基盤を育てるのに大切なものと捉えているところです。

そのため、町立の各小中学校では、総合的な学習の時間や学校行事を活用し、農林業体験や福祉体験、町の産業や事業所での職場体験活動、そして伝統芸能や歴史、自然に触れる機会を年間の計画の中に位置づけており、実践していただいているところです。

しかし、各小中学校の校長先生が集まる校長会や特色ある学校の視察を行う中で、まだまだ多くある町の資源やこの地で生活する方々との交流が十分ではないなということを通認識しているところです。

そのために、今後は各校にある学校運営協議会やPTA活動において、豊かな心を育むための熟議をしていただき、情報をもらいながら地域の基幹産業や医療、福祉、歴史や文化に携わる多くの方々との思いに接する機会を創出していきたいと考えているところです。

議員のお話にあるように、子供たちや学校に関わりたいという方々にも積極的に関わっていただけたら幸いです。

副議長 普本歌織君。

3番 そのように進められたらすばらしいと思います。今後の学校のあり方でも重要視されているところかなというふうにも考えています。

次の質問に行きます。6から7ページにあります保育所、小中学校が連携した一貫教育の保育所、保育園と小学校間の交流、そして英語や理科、体育等の専門性が求められる教科を中心に、小中学校の校種を超えた授業のあり方を検討するとあります。具体的には、どのような連携を考えておられるでしょうか。

副議長 教育長。

教育長 保育所、園と学校間交流及び教科を中心に、小中学校の校種を超えた授業のあり方の検討会についてお答えさせていただきます。

この検討につきましては、従来行ってきた保育所・園と小学校や中学校の担当者が集まる諸会議や授業の中で、教科指導の専門である指導主事を中心として連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

現在保育所・園と小中学校間とは、授業や生活状況の交流を行っているジョイントスクールや小学校が保育所へ訪問し、保育所の先生方と情報交換をしている機会なども利用し、

また小中学校においては、各学校の担当者が定期的に集い、学校経営の具現化や学校間の行事の調整のために開催している教務主任会議、それから授業改善を図るための研究主任会議を活用し、校種間を超えた教科専門を生かした乗り入れ授業のあり方などを検討してまいりたいと思っております。

副議長 普本歌織君。

3番 ジョイントスクールですか、今ある会議の場を活用されるということで分かりました。

一貫校ならではの魅力的な教育を追求していくということもさることながら、いかにお一人お一人の学びへの思いを育てるかということが非常に重要だと思います。そういった教育が進められることを望みますということを申し上げまして、私の質問を終わります。

副議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

ここで11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6番 6番、唐仁原俊博です。よろしくお願ひします。いろいろとお聞きしたいことがあるので、早速本題に入っていきます。

まずは、地域おこし協力隊についてです。現在の地域おこし協力隊の受入れ状況を、採用予定を含めて教えてください。

副議長 町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の受入れ状況は、令和8年1月1日現在16名の隊員が活動中です。

所属及び活動形態の内訳は、企画財政課、観光商工課、建設水道課、農林課、生涯学習課の各課への配置に加え、制度の柔軟な運用を図るため、株式会社西和賀産業公社や町内の農業法人等への委託型による受入れも積極的に行っており、行政と民間事業者が連携して隊員の活動を支える体制を取っております。

次に、令和8年度の採用計画につきましては、地域の多様な課題に対応するため、新たに5職種の活動について募集をしております。

具体的な職種については、1つ目は、冬期間の地域課題解決に向けたマルチワーカーということで除雪部門。2つ目は、福祉人材の確保、育成を目指す介護福祉チャレンジャー。3つ目は、地域のスポーツ振興を担うスポーツ振興員。4つ目は、地域資源の価値の向上担う地域ブランドプロジェクトマネジャー。5つ目は、西和賀高校の学生寮運営と生徒の生活サポートを専任で行うハウスマスター。以上5職種を予定しており、それぞれの専門性を生かした活動を期待しているところです。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。非常にバラエティー豊かで、受入先もいろいろとできてきてという状況だと思います。それぞれの活動分野とか、活動している内容が違うということもあってかと思えますけれども、本定例会の冒頭で町長の施政方針演述でも言及がありましたけれども、協力隊の隊員の活動費について、その使い方を整備したというふうに聞いています。これがどういった内容であったかを教えてください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

活動費の整備については、隊員の自立的な活動を支援するため、従来の町直営による予算執行から、活動費補助金として隊員に交付する制度へと抜本的な見直しを令和8年度から行います。

第1に、制度改正の目的ですが、隊員の創意工夫を最大限に引き出すことにあります。従来は、消耗品一つ購入するにも、その都度町の決裁が必要であり、積極的な活動の妨げとなっていたと感じております。今回活動費を補助金として交付することで、承認された活動計画の範囲内であれば、隊員自身の判断で迅速かつ柔軟に予算を執行できる仕組みとしました。これにより、急な研修参加や必要な資機材の調達などがスムーズに行える環境が整うものと考えております。

第2に、公金支出としての適正性の確保です。裁量を広げる一方で、使途の透明性を保つために、新たに活動費補助金交付要綱及び補助金ガイドラインを策定中です。交付要綱やガイドラインでは、交付する補助金の対象経費と対象外経費を明確に区分するとともに、実績報告書による事後チェックを義務づけております。この制度改正により、自由度の高い活動と公金としての規律の両立を図り、隊員の定住、起業に向けたステップアップを強力に後押しできるものと考えております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。私自身地域おこし協力隊として2019年から3年間務めましたけれども、町の予算の仕組みがよく分かっていなかったりとか、これは何に該当するのだろう、これは出せるのかなというので悩んだこともありましたので、今おっしゃっていただいたような方向性で整理されたというのは、基本的に賛同するところです。

実際に運用してみて、やっぱりこうしたほうがいいなというのが出てくれば、今後見直しもかけていくというふうな考えでいいのでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 昨年12月に担当者と隊員にこのような8年度からの概要をまず説明をしまして、一旦意見をその際にいただいて、この

ガイドラインや補助金の交付要綱を整理したところになります。

今年度中にもう一度実施するための説明会を開く予定で、まずスタートはしたいと考えておりますが、8年度から新たにこの制度設計していく中で、具体的にその対象経費であったり、対象外経費であったりというところで、その都度多分悩まれたり、改善ということが必要になってくるのではないかなと想定されますので、その内容を精査しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。そういうように対応していただけたらと思います。

次の質問ですけれども、協力隊の人数が、私が在籍していた頃からすると2倍ぐらいに増えたり、受入れ態勢が変わったり、いろいろ変化がありますが、今年度の地域おこし協力隊招聘事業について、どう総括するか伺います。

町が雇用するだけではなくて、事業者が協力隊を受け入れることによって、事業者とのやり取りも必要になっているでしょうし、隊員募集とか、隊員のサポートを事業者に委託したりなどなどあると思います。よろしくお願ひします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 地域おこし協力隊の今年度の事業の総括ということについて、3つの観点からお答えしたいと思います。

1つ目は、募集活動についてです。募集業務については、昨年度の令和6年度の実績において、オンライン説明会の参加者数が前年度対比で75%増加するなど、専門ノウハウを持つ民間事業者への委託が高い成果を上げたところです。

昨年度の実績を踏まえて、今年度におきましても、引き続き移住マッチングサイトの活

用や首都圏でのイベントの出展、SNSを活用したプロモーションなどの募集活動を展開しております。

現在の委託形態に切り替えて以降、本町への問合せや応募者数が増加傾向にあり、質の高い人材の確保につながっていると評価しております。

2つ目は、活動サポートについてです。隊員が地域で定着するためには、活動面だけではなく、生活面でのきめ細やかなケアが不可欠です。今年度は、定期的な面談や外部研修への参加といった活動に加えて、本町の地域おこし協力隊OBなどにもご協力をいただきながら、現役の隊員の悩みや相談を受ける体制を強化したところです。身近な先輩としての助言は、隊員の孤立を防ぎ、モチベーションを維持する上で大きな効果を上げていると認識をしております。

3つ目は、受入れ企業との連携についてです。民間事業者へ隊員の受入れをお願いする企業委託型等の取組については、本格的に導入して日が浅く、企業、隊員、町の3者においては、運用面での試行錯誤があったことも事実です。

この方式については、まだ始めたばかりでの段階ですので、今後現在の受入れをお願いしている事業者から運用の課題や改善点について、詳細なヒアリングを行う予定です。現場の声をしっかりと検証し、次年度以降、より円滑で効果的な制度となるよう改善に生かしてまいります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今話に出てきた、その事業者での受入れについてです。次の質問になりますけれども、町内で協力隊の受入れをしている事業者が既にいるわけですが、その話を聞いたときに、それ、いいなというふうに思っている事業者が少なからずいるようです。民間事業者で地域おこし

協力隊を受け入れるというのが、さらに拡大していきけるのではないかなと思うのですけれども、まずこれが1点です。

それから、高齢化が進む町の状況を考えたときに、単純に一従業員として受け入れるというだけでなく、最初から事業承継を視野に入れた募集のようなものもあっていいのかなというふうに考えます、これが2点。

この2点、併せて伺います。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、民間事業者での受入れ拡大につきましては、先ほど質問でも触れましたとおり、隊員の活動領域を広げ、定住に向けたなりわいづくりを進める上で、極めて有効な手段であると認識をしております。

特に事業承継への活用につきましては、当町の現状を鑑みますと、後継者不足に悩む事業所と起業や経営に関心を持つ意欲のある隊員をマッチングさせることは、地域の産業を守り、次世代へつなぐための必要な施策であると考えております。

一方で、特定の民間事業者の事業承継に地域おこし協力隊の制度を活用する場合、公益性、共益性の確保が不可欠となります。単に一企業の存続を支援するだけでなく、その事業が地域経済や住民生活にとってなくてはならない公共的な機能を有しているかといった視点が必要となります。

また、隊員の活動が単なる労働力補充になってしまえば、制度の趣旨に反しますので、隊員が持つ外からの視点を生かした新商品の開発や販路開拓など、既存の事業にプラスアルファの価値を生み出す活動であることが求められております。

今後は、今述べた点を整理し、どのようなスキームであれば、事業者と隊員の双方にとってリスクが少なく、円滑な承継につながるか、関係課と連携し、進め方や支援のあり方

について、慎重に協議を重ねながら検討してまいります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今答弁いただいたように、特に事業承継の場合は、協力隊制度の本来から逸脱しないかというのがありますけれども、マッチングができるかというところが非常に重要なことだと思っていて、ちょっと人とか、考えが合わなかったというときに、事業者側も結構なかなか大変な思いをしたなということもあるかと思えます。

ただ、それでもやっていかなければいけないことかなと思いますので、ぜひいろいろと整備をしながら進めていただけたらと思うのですけれども、それに関連して次の質問に移ろうと思います。

これも先ほどの答弁で触れていただきましたけれども、総務省の推進要綱には、地域おこし協力隊は地域力の維持、強化に資する活動をするというふうに記載があるように、事業者がこういう人が入ってきたら、うちの企業として助かるなというだけでは駄目なわけです。

ほかの自治体の例ですけれども、岡山県の西栗倉村というところですが、ここは人口1,300人のところに、今活動している協力隊員が約50名ほどいると。ここでは、企業研修型という名目で事業者が積極的に協力隊を受け入れているようです。村のほうで協力隊の受入れを希望する事業者に、事業者に対して求めるのはこういうことですよというふうな基準を公表して、もちろんこれは総務省のガイドラインみたいなもの踏まえているやつですけれども、それを公表して、企業に対して研修会を行って、さらに審査会を実施して、そこに協力隊を受け入れてもらうかどうかを決めているというふうに運用しているようです。

うちの町でも、町内でより多くの事業者に

興味を持ってもらって受入れにチャレンジしてもらおうためにも、西栗倉村のような取組というのが有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員ご提案の岡山県西栗倉村の取組については、資料等を拝見し、隊員の育成と事業創出を両立率させる先進的な事例として承知しております。

本町における民間事業者への委託の取組については、本格的に開始したばかりの段階です。そのため、まずは足元の取組をしっかりと固めることが先決であると考えており、今後隊員の受入れをお願いしている事業者に対し、運用上の課題や改善点について詳細なヒアリングを行う予定です。

その上で、先ほど答弁でも述べました公益性、共益性の確保、単なる労働力の補充の観点をしっかり整理し、ほかの自治体の優れた仕組みも参考にしつつ、まずは現場の声に基づいた課題整理を行い、その結果を踏まえて、本町にとって最も効果的な制度の進め方や支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ぜひステップ・バイ・ステップで小刻みに刻みながら進めていけたらいいかなと思いますので、お願いします。

次の質問に行きます。今度は、ふるさと住民登録制度です。ちょうど1年前の定例会だったと思いますけれども、ふるさと住民登録制度に関する一般質問を私から行いました。その後、ちゃんとといいますか、制度化されたというか、昨年の6月に関係人口を可視化する仕組みとして創設しますというのが閣議決定されています。さらに、今年の1月には、ふるさと住民登録制度のモデル事業の対象自治体を募集するなど、本格的に動きが始まっ

ているわけです。

町としてどういうふうに対応していく考えか。また、もう既に動いている部分があれば、どういうことをしているかというのを併せて教えてください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

ふるさと住民登録制度については、関係人口を可視化し、地域との継続的な関わり合いを促進する国の新たな取組であり、その趣旨については、一定の意義があるものと受け止めております。

町では、移住、定住施策や関係人口づくりについて、既存の事業を通じた人的なつながりの構築や受入れ態勢の充実を進めているところです。

モデル事業への参加は、新たな制度運用を担う体制や事務負担を考慮すると、慎重に判断すべきと考えており、モデル事業への応募は行わず、国が今後示すガイドラインや、ほかの自治体の取組事例、制度運用の実効性等を十分に見極めながら、本町の実情に即した活用の可能性について検討を進める予定です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 具体的な活用例といいますか、そういうことについては、まだ内部で十分話されていないような状況でしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 今内部では、先ほど普本議員の際にも説明をしました令和8年度の中で、新たにプラットフォームの形成事業の中で位置づけをして、関係人口については、これまでの取組をさらに進化させるようなイメージと関連をしながら進める予定としております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ふるさと住民登録制度についても、自治体間の競争みたいなものが、ふるさと納税と同じような形で起こってくるのかなというふうに考えています。そのとき

に、早くに提供できたほうが有利なのだろうなどは思いながらも、ただそれが結局うちの町っぽさとか、うちの町らしさがなければ続かないと思いますので、慎重に検討していただきつつ、打ち出していただければなと、これからも継続して見ていこうと思います。

次の質問です。今度は、第3次西和賀町総合計画の基本構想、それから前期基本計画案に対する住民の反応を伺います。町が2月1日にこの案を町のサイト上に公開して、それから2週間の期間でパブリックコメントを実施しておられました。それから、パブコメの期間中に住民説明会も実施されていました。

このパブリックコメントの件数、それから住民説明会の参加人数、それらでどういう意見が出ていたか、そして出てきた意見の中で案に反映されたものがあるか教えてください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

初めに、パブリックコメントについてお答えいたします。町では、第3次西和賀町総合計画基本構想前期基本計画案をホームページに公表し、2月1日から2月15日にかけてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの件数は、16件でした。

パブリックコメントに寄せられたご意見、ご要望の内容は、3つの重点戦略、それから複合拠点施設、道の駅整備とにぎわいの創出、西和賀高校魅力化による人材育成、ユキノチカラ地域価値創造プラットフォーム形成に関するもののほか、集落支援員、関係人口、除雪などに関するものでした。

計画案には、重点戦略のユキノチカラ地域価値創造プラットフォームの形成や関係人口などについて反映させていただいたところですが。

次に、住民説明会についてお答えいたします。2月3日から2月13日にかけて、町内6

会場において住民説明会を開催いたしました。湯田庁舎会場では、オンラインも併せて実施をしたところです。

住民説明会の参加人数は、6会場とオンラインを合わせて合計76名でした。

住民説明会では、第3次総合計画で掲げた重点戦略、農業施策、熊の対策、観光商工業、小中学校不登校問題、地域スポーツクラブ、除雪、自治組織の町への関わり方や支援の方策などなど、あと関係人口、公共施設の適正管理、大型事業の財源、計画策定の進め方などなど、これからのまちづくりに関することから暮らしに関することまで多岐にわたったところです。

住民説明会でいただいたご意見等については、基本的には今回策定する計画で定める3つの重点戦略や4つのまちづくりの基本目標にひもづく具体的な事務事業の中で対応を検討していくこととなりますが、計画案の中には、今地域コミュニティの維持活性化の部分で、高齢者世帯の冬期除雪の視点と取組の方向性について反映させていただいたところです。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。パブリックコメントの件数とか、住民説明会の参加者の数で何かを見るとというのは、あまりよくないかなとは思いつつも、この件数とか参加人数というのをどういうふうに受け止めているかというのはどうでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 まず、パブリックコメントの件数につきましては、すみません、前回の総合計画の際でのパブリックコメントの件数等を控えてはいなかったもので、ちょっとそれに対しての比較ということにはできないのですけれども、ほかの計画の際にいただくときには、主にゼロ件であったりということが多いなど日頃思っておりましたので、今回16件お寄せ

いただいたということでは、すごく町民の皆様には関心をいただいて、ご意見をいただいたと認識しております。

また、住民説明会の今回6会場ということで実施をしたところなのですが、前回は住民懇談会の際には31会場で286人、実人数で230人。その前に、令和4年に行った6会場のときの町政懇談会は61人ということで、冬期間の季節柄にはちょっと厳しい時期の開催となったところですし、それから今回日中、午前中2回、午後2回、夜2回というふうに時間帯もちょうと分けながら開催をさせていただきました。

人数的には、もしかしたらもう少し集まるとすごくいいのかなとちょっと思ったところですので、その辺は今後また周知等、それから会場設定と、また時間帯等を検討していければなど感じているところです。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。やっぱりこういうときに住民の声をじかに聞けるというのは貴重な機会かなと思って、私も複数の会場に参加させてもらったりしました。ふだんからやっぱり町の将来とか、行政がやっていることについて興味を持たないと、なかなかこういう機会にも参加しにくいのかなと思っていますので、そこは行政のほうでできることもあるでしょうし、議会とか議員がやらなければいけないこともあるのかなと思っております。

では、次に行きます。総合計画の中で出てきている大きな柱、3つのうちの1つでユキノチカラが挙げられているわけですが、その中でユキノチカラプロジェクトを単なる商品開発の枠組みから、産業情報交流を横断的につなぐ地域価値創造プラットフォームへと進化させますというふうに書かれています。

地域価値創造プラットフォームというのが何だろうというのが、見たときにほとんどの

人の感覚だったのではないかなと思っていて、具体的にどういう存在なのか。あるいは、何か目標とするような例があるのかというのを教えていただければ。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 答えいたします。

地域ブランド、ユキノチカラにつきましては、商品づくりや情報発信、教育分野との連携などを通じて、西和賀町の地域資源の価値を改めて見詰め直し、町内外へ発信する取組として10年にわたり展開をしてまいりました。

また、令和5年度からは、株式会社西和賀産業公社と町が協働し、ふるさと納税を中心とした地域商社事業を推進する中で、町のブランド形成や関係人口の創出に向けた基盤づくりを進めてきたところです。

こうした取組の成果を踏まえ、次の10年に向けては、町全体の産業振興、情報発信、交流施策等を横断的に結びつけ、地域の魅力と価値が継続的に生み出される仕組みへと発展させていくことが重要であると考えております。

地域価値創造プラットフォームとは、特定の施設や新たな組織を示すものではなく、町内にある地域資源や既存の取組を点で終わらせず、商品づくり、情報発信、交流・関係人口づくりなどを相互に連動させながら、地域の魅力と価値を継続的に生み出していくための仕組み、言わば地域経営の基盤として位置づけるものです。

また、目標とする例につきましては、全国的にも地域ブランドを核に産業振興、観光情報発信など横断的に連携させ、地域経営の仕組みとして推進している自治体や地域商社の取組がございます。

しかしながら、本町は小規模自治体であることから、地域資源や担い手の状況を把握しやすく、施策の重点化や関係者間の連携を機動的に進めやすいという強みもあります。こ

の強みを生かし、先進事例に単に模倣するのではなく、本町に適した西和賀型のモデルとして構築していく考えであります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 間違っていたら言ってください。物すごくざっくり言うと、まだ価値になっていないとか、形になっていないものを掘り起こしたりとか、今あるものを何か提供しやすい形にしたりとかして、金銭的な価値とか、非金銭的な価値に転換できるように提供していくよみたいな、そういうイメージですか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 議員がイメージしているものと、そのとおりというか、今実際ユキノチカラとして再構築して、いろいろと新商品化したり、それからあとこれを魅力だということで今まで発信してきたものを再度見直し、再構築するということを踏まえ、また今まだ眠っている西和賀町の宝というものをまた磨きをかけて、もう一度ユキノチカラとしてブランド化していくというのを、きちっとユキノチカラのブランド化を集中させていきたいというところ。

それを情報発信であったりというところが、いろんなところで情報発信されているものを集約して、ユキノチカラという形でPRをしていくというような形で、町全体としてユキノチカラを全面的に持っていきながら、集約をしながら、横断的に進めていきたいというようなイメージで今考えているところになります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

ちょっと次の質問とも関わりがあるかと思うのですが、となってくると、行政が考えるユキノチカラをこうしていきたいというのと、既にユキノチカラに関わっている人たちがこうしていきたいよというので、さらにシビックプライドということとかにも関

与していこうとすれば、やっぱり住民が考えるこの町のあり方とか、あるいはユキノチカラというものを掘り起こしていけないのかなと思っております。そういう認識でよろしいですか。

副議長 町長。

町長 プラットフォームの基本的考え方は、ご説明させていただいてございますけれども、そうしたものをより高めていくためには、やっぱり外にそういう発信するとともに、自分たちが改めて自分たちの価値をどういうものだというものを深めていく、そういう行為も同時にやっていくということが大事になると思いますので、今議員ご指摘のところ非常にポイントになってくるのだろうなというふうに考えているところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました、ありがとうございます。

そうしましたら、続けてユキノチカラの質問ですけれども、先ほど来の答弁でも挙がっていますが、取組の内容として、ブランド再構築と商品創出、それから戦略的な情報発信と広報拡充、産業間連携とシビックプライドの醸成、若者の参画による価値創造の推進というふうに4点挙げられていました。

基本的には、現在の活動をさらに発展させていくという方向だとは思うのですが、当然新しくチャレンジしないといけないところもあるし、先ほど町長に答弁いただいたように町民への働きかけというのも強くしていかなければいけない中で、人員、特に専門的な知見を持つような方がさらに必要になるし、予算も増やす必要があるのではないかなと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、計画に掲げる取組を進めるには、人材の確保であったり、財源の確保が重要であると認識しております。その

ため、町が今全体方針の整理や調整を担い、実務は関係団体や民間事業者等の知見も活用しながら推進していく考えであります。

また、必要に応じて地域おこし協力隊の活用も視野に入れ、体制の補完について検討をしているところです。

予算については、来年度の当初予算に計上しまして、財源として県補助金の活用に向け、今県との申請に向けた取組を進めているところになります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。地域ブランドとして立ち上げたものが10年続いたということが、私はすごいことだなと思っているのですが、これがさらにいい形で発展していくように、まず今後も見続けていきたいなと思っています。

では、次の質問に行きます。今度は、保育所、保育園の話なのですが、西和賀高校では、既に県外からの生徒を受入れをしているわけなのですが、町でも町内の保育所、保育園に留学を受け入れると。つまり町外から幼児を受け入れるということを考えていると聞いています。

この内容については、あしたから審査の始まる予算案にも計上されているわけなのですが、どういった狙いで実施しようとするものか、それから現在想定している実施体制がどういうものか、教えてください。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

町外からの幼児留学受入れにつきましては、令和8年度の当初予算に提案予定であります。国の地域未来交付金を活用した広域連携事業により、子育て世代や町外の方々に魅力を感じさせる教育と保育の実践に向けて、新たに取り組むと考えています。

現在子供の減少と保育施設老朽化等の課題を解決するため、統廃合と新たな保育施設整

備を進めており、その上で保護者のニーズを反映した保育サービスの充実を図る取組を進めています。

しかし、今後も少子化が進行していく中であって、充実した保育サービスを維持していくためには、利用者の増加、交流等の活性化などを図る必要があると捉えており、西和賀ならではの地域特性を最大限に生かした体験や交流の充実とPRなど、子育て世代や町外の方々に魅力を感じさせる教育と保育の実践に取り組む必要があると考えています。

また、地域経済への波及効果と二地域居住や将来的な移住、定住にも資する取組と考えています。想定している実施体制は、町立保育所を幼児留学の受入先とし、同じ事業に取り組む鹿児島県錦江町をはじめとする広域連携市町村とプロジェクト管理を委託する事業者を中心とし、宿泊滞在施設やユキノチカラ、移住コーディネーターや関係する保護者、町民皆様など、多様な主体の参画を目指し、町の技術的定住施策と連携しながら取組を進めたいと考えています。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。具体的には、来年度形になっていくのかなと思うので、楽しみに見ていたいと思うのですが、今、日本の6歳未満の未就学児というのが約472万人とかだそうで、この0.001%に響けば大体5人ぐらい、5組ぐらいの家族がやってくると。そう考えると、100万分の1の人に興味を持ってきてもらえばいいのだと思うと、ある意味気が楽になるというか、実際には恐らくもっとちゃんとうちの町はこういうところですよと、こういう体制で保育をしていますよというのを打ち出せれば、もっと多くの人に響くでしょうし、実際に足を運んでくれる人もいるかと思しますので、前向きにチャレンジしていただければなと思っています。なので、次の項目で、幼児とか保護者が

町に一定期間滞在する場合、既存の町内の宿泊施設はありますし、あるいは空いていれば移住体験住宅に泊まるということもできるかと思えます。

ただ、それだけではなくて、例えば地域とかとつながりたいとかというニーズを持った保護者とかも来るのではないかなと思っていて、そうすると空き家を改修して受入れ施設として活用したりということもいいのではないかなと思うのですけれども、今のそういった空き家活用とか、受入れ態勢というのは考えられないでしょうか。

副議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 お答えいたします。

幼児留学での滞在先としては、既存の宿泊施設や移住体験住宅の利用を想定しているところではあります。

一方で、先進的な取組を進めている市町村におきましては、改修した空き家での受入れであったり、専用の住宅の建設などに取り組んでいる事例もあると伺っています。

初年度の取組といたしましては、既存施設を利用しての受入れに取り組むこととして、まずは幼児留学でどのようなニーズがあるのか。また、町の全体的な移住、定住に向けた取組として、既存施設以外の受入先の確保が必要かを見極める必要があると考えており、それらを検証した上で、今後の展開を検討してまいりたいと考えております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 私も適宜様相を見ながら、またいろいろと提案できればいいかなと思っております。

続いて、今度は小学校、中学校での留学受入れについてお尋ねします。小中学校でも同様に留学の受入れを検討しているか。検討中であれば、今どんな段階なのか、それからどんな懸案事項があるかも併せて教えていただきたいです。

副議長 学務課長。

学務課長 教育留学の受入れについてお答えいたします。

西和賀の子供たちにとっても、多くの仲間と意見を交換することや体験する活動は、貴重な学びになりますし、また他地域から来た子供たちにとっても、触れたことのない西和賀の自然環境、産業、歴史、文化等を生かした体験学習、小規模校のメリットを生かした学習指導、地域との交流活動などは、豊かな学びになると考えております。

よって、小中学校での教育留学の受入れを検討しているところです。現在教育留学につきましては、他自治体の事例等を参考にしながら、内部で実施内容等の検討を行っている段階ですが、この教育留学については、今後の重要な学校、地域づくりにつながるものであると認識をしております。

課題等としては、やはり先ほど来お話ありました滞在できる場所とか、滞在プログラムのことの構築とか、そういった部分が課題であると認識しております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今検討中ということで、ぜひ住民に対してオープンに、何かいろいろと話をできる場があればいいなと思うのが1点と、あと学校に通ってもらおうというのがもしハードルが高いようであれば、例えば夏休みあるいは冬休みみたいな長期休みを利用した滞在型プログラムみたいなものを提供することとかもできるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういった辺りはいかがでしょうか。

副議長 学務課長。

学務課長 長期休みを利用した滞在プログラムについてお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、長期休みを利用した滞在プログラムを提供し、実際に一、二週間の体験登校を踏まえた上で、西和賀町の教育のよさを感じてもらいたいスタイルも検討してい

ます。

いわゆるお試的に実際西和賀町に滞在することで、学校や地域の魅力を感じ取っていただくことで、移住等に結びつけることができると思われます。

この教育留学についても、皆さんと意見交換をしながら進めてまいりたいと考えておりますが、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、滞在できる場所、あと滞在プログラムの構築等、様々対応していかなければならないことがありますので、教育の魅力を生かした新たなステージに進む重要性を認識しながら対応してまいりたいと存じます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ある意味保育支援、保育所のほうが先行して始まるというような形かなと思っておりますが、実施することで見つかる課題もあるでしょうし、逆に、こんな子供とか家族が来るのだということで励まされる住民もいるかなと思っております。そういう場合に、さらにうまい形で住民を巻き込んでいければ、よりよい形で進められるのではないかなと思っておりますので、期待しているところです。

では、次に行きます。今度は有害鳥獣対策です。昨日の中村議員の一般質問でも有害鳥獣対策の話が出ました。それから、先日行われた農政座談会に私もちょっと出席をしまして、農業者の方からどんな意見が出るのかなと思っていただいていたのですが、3会場私行きて、3会場ともやっぱり鳥獣対策をどうしていくかという話が出ていました。

まず、当初予算に反映されているものもあると思っておりますけれども、来年度に向けて、これまでと対応を変えようとする点とか強化する点というのが、どういうものがあるか教えてください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

有害鳥獣対策において、国及び県からの予算措置については、もともと農林水産省所管で予算措置されております農業被害の防止を目的とした鳥獣被害防止総合支援事業補助金と、併せて特別交付税による措置がございしますが、今回これに熊類の捕獲及び緊急銃猟の実施並びにこれらの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組を実施する事業が対象となる環境省所管の指定管理鳥獣対策事業補助金が追加されております。

それぞれの補助金等の対象となる対策については、重複するところが多いことから、予算措置のタイミングにより使い分けることにより対応を取っている状況でございます。

西和賀町としての今後の有害鳥獣対策については、他市町村の例や専門家のご意見を参考に、追い払い、捕獲等に係る支援策として、電気柵導入補助金及び有害鳥獣駆除業務委託料等、各種有害鳥獣対策予算を拡充していく方向で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。具体的には、予算案の審査の中で話が出てくるかと思っておりますけれども、国の方針に合わせて町でもいろいろ対応強化しているというふうに見えますので、今年度またどういう状況になるかわかりませんが、どんどん改善していければいいかなと思っております。

それでなのですけれども、県のほうで熊の出没時の通報、それから出没データの共有を行うシステムを導入しようとしているという話を聞いています。現状どうなっているのか、いつ頃運用が開始されるのか、あるいはどういう仕組みになっているのかということについて伺えれば。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

県における熊の出没等に対する対策を目的

としたシステムについては、現在開発中とのことであり、予定では令和8年4月からの運用を想定しており、3月3日の新聞報道でも紹介されております。

町といたしましても、このことについての情報収集に努めるとともに、随時住民への情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 このシステムなのですけれども、住民にとっても通報なりなんなりがしやすかったり、あるいは情報が見やすかったりというのが大事でしょうし、行政にとっても使いやすいシステムであってほしいし、あるいはより大きな観点でいえば、今後の国の方針とか対策にも生かせるようなシステムであってほしいなと思うのですけれども、県が4月1日から出してきた後に、いろいろとフィードバックして改善していくよというふうな方向性なのでしょうか。把握しているところがあれば、教えてください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えします。

運用しながらブラッシュアップしていくものにはなると思うのですけれども、詳しいところはまだ何も来ていないような状況になっておりましたので、いずれそういった情報のほうは逐一ちゃんと見ておいて、ちゃんと住民のほうに伝えていければと思っておりました。

以上です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。では、よろしくお願ひします。

有害鳥獣の話が続くのですけれども、今度は町外に対しての発信についてです。町内の観光事業者から、全国的な熊被害によって、間接的にといいますか、事業への悪影響を心

配する声というのを聞いております。1月末に観光協会が主催した熊被害対策研修会というのがありまして、それに私も参加したのですけれども、事業者とか関係者がいらっしゃっていて、やっぱり関心が高いのだなというふうに感じました。

その前後で、特に宿泊関係だと客数がちょっと伸び悩んでいるという話も聞きました。もう既に熊が出るのだなと、あの辺りには。では、熊がいるところは怖いから行かないでおこうという人には、何を呼びかけても多分あんまり効果がないのかなとは思いますが、逆に情報発信をやることによって判断材料を提供して、考えて自分で判断してきてもらうということはできるのではないかなというふうに思っています。

当然安全ですというふうなことは言えないわけなのですが、逆に西和賀には当然熊がいるので、こういう対策を行政ではやっていますよと、事業者はこういうふうな対策をやっていて、皆さんはいらっしゃるときにはこういうことを気をつけてくださいねというふうな何か丁寧なやり方で来てもらうということが重要なのかなと思っています。

つまり安心して来てくださいというよりも、納得して来てくださいというふうなコミュニケーション、結局こういうことをやらないと、ただただ一方的にお客さんが離れていくだけなのではないかなと思っていて、もちろん観光事業者とか、そういうところとのコンセンサスも取らなければいけないとは思いますが、積極的に発信に取り組んでいくべきではないかなと思うのですが、町として今何か考えがあるか教えてください。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

有害鳥獣駆除対策に係る町内の住民へのメッセージとしては、告知端末、広報、チラシ等により周知をしております。また、町外の

観光客等に対するメッセージとしては、町内の住民への対応に加えて、西和賀町の公式ホームページや公式ライン等を活用し、有害鳥獣について、取っている対策や出没状況を周知していくことになるものと考えております。

いずれ議員おっしゃるとおり、分からないところに行くのが一番やっぱり怖いこととなりますので、包み隠さずといえますか、やっている対策等を発信していくことというのは大事だと思いますし、あと観光事業者さんのほうも、今の状況というのが、今までにない状況がいきなり来たようなところがありますので、今後打合せもしていく予定としておりましたので、それに対応していきたいと思っております。

以上です。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。これもまた、今年どういう状況になるか分からない部分はあるのですが、事前にできる対策を十分やっていただければなと思います。

では、最後の質問に行きます。今度は北部活性化拠点施設についてです。貝沢とか若畑の方が中心になって、町の北部の活性化のために自分たちでできることはないかと、どういことができるだろうと、これまで長いことお話を重ねていられています。

北部活性化推進委員会という名称でずっとこれまでやられていて、私も地域おこし協力隊だった頃とかに声をかけてもらって、ですからもう7年前とかにワークショップに参加したり、その後も何回かお邪魔することがありました。

北部活性化推進委員会のほうから、北部の活性化のために拠点施設が欲しいと、その整備のために町に支援を要望しているというふうに聞いています。当初予算案にも、これに関係するものが計上されていますけれども、町として要望にどういうふうに応えていく予

定か教えてください。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

北部活性化推進委員会からの要望は、地域自らが将来を考え、主体的に行動しようとする取組であると受け止めております。町としては、この動きを後押しする観点から、計画策定支援や関係機関との調整など、伴走支援を行っていく考えでございます。

あわせて、国の交付金制度の活用や町内外の関係者との連携を図りながら、実現に向けた検討を進めてまいります。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 町としては、今後の動きとして十分な運営計画が立った後、補助金をつくって委員会のほうの要望に応えていこうという、そういう基本姿勢だということよろしいですか。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

委員会のほうから計画書が上がってきてございまして、それを精査した上で、国のほうに今補助申請をしている段階というところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

ほかの自治体とかでも似たような事例というのはあって、共通している部分、異なる部分、いろいろあると思うのですが、今回の北部のように、住民らが中心になって施設を運営していこうというときに、既存の建物を流用することのほうが多くて、新築で拠点を用意する例というのはあまりないのかなというふうに認識しています。ネットでよく出てくる話だと、既存の事業者が撤退して店舗が空いてしまったので、そこの店舗を使って住民たちで話し合った上で運営していくみたいな例がよくあるわけです。

今話している北部の拠点の場合は、地域住民のためというのがあるとは思いますがけれど

も、外からお客さんを呼び込みたいというところもあるのかなと思ってまして、もちろんその点で違いはあるわけなのですけれども、果たして既存の施設とか、あるいは別の方法でなくて新築で拠点を建てるというのが妥当なのかどうかということに関して、町としてどう考えているかお聞かせください。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

一般論としては、住民主体で運営される施設について、既存建物を活用するケースが多いことは承知してございます。しかしながら、北部活性化拠点施設においては、必要とされる機能や立地条件、将来的な事業展開を踏まえると、既存建物や場所では対応が困難、ちょっと難しいという課題もあることから、新築による整備を検討しているところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 すみません、既存の建物でなくて新しいところのほうのいろいろ条件に合うだろうということでしたけれども、ぱっと私も思いつくのは駐車場の確保がすごく大事なところかなと、立地的には思います。

今、すみません、これは通告外になるかもしれないですけども、関連質問だと思って聞かれますが、ほかどういった点で新築のほうで、新築で拠点を設けないとというふうになったか、ちょっとできるようでしたら。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

現在産直中心で経営をしているところでございますが、今後は産直プラスほかの展開も考えてございます。先ほどご質問中にもありましたが、町外からの人を呼び込むという手段として、広いスペースを使った中で、いろいろなイベント、催しを、また新たな展開を考えてございますし、それ以外にも地域住民の利便性、買物が不便な部分の対応について

のスペース確保、そういった部分もございませぬ。

それ以外にも施設からの発信という部分では、インターネットを使った商品の販売であったり、そういった計画の内容になってございましたので、そういった部分を含めると、ある程度規模、面積等が必要というふうに判断しているところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。何か言い訳みたいになってしまうのであれなのですけれども、私も本心から地域の人たちが地域の未来のために何かやれることがないかというふうに話し合っているのは、これは絶対尊重しないとイケないことだなと思っているのです。

ただ一方で、その地域の人たちからも、これは本当に建てて大丈夫なのかという声を別で聞きもします。その不安があるというのは、何か新しいことをやる時には当然持ち上がってくる不安だと思っておりますので、みんなが不安がない状態でやりましょうというのは、それは無理な話だとは思っております。

ただ、拠点を造るところが、私としては一番引っかかっているところです。今の計画だと、まずちょっと確認ですけれども、町が建てて、それを地域というか、運営に貸し出すという話で協議が進んでいるという認識でよろしいですか。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

協議中でございまして、まだきちっとした契約等はまだあれですが、方向性としては、町が建設をし、地域にお貸しするというような内容でございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 そうなったときに、もちろん建設費は自分たちで負担しないわけですけれども、日々の管理、それから修繕等は、自分たちでやることになるかなと思います。その負担と

いうのが重く、果たして重くないかなというのが物すごく懸念としてあるわけです。

私日頃から、この一般質問でも、住民とか事業者はチャレンジをしていかなければいけないというふうな話を言っていますし、そういう環境を整備するのが行政の仕事ですよという話もしていますし、あるいは行政自体もチャレンジしていかないといけないですよという話をしているわけなのですけれども、チャレンジして再起不能になってしまえば、それはチャレンジするかいがないわけです。

そうならないようにするためには、リスクを極力減らして臨まないといけないというふうに思います。ビジネスにおけるリスクを下げるとなると、大きくはリスクを下げるか、売上げを上げるかという話だと思うのですけれども、リスクを下げるというのだったならば、建物の管理、より容易な方法がないか探る。

例えばですけれども、まずは最低限のスペースだけ確保しておいて、反響によって、では仮で拡張しようという、プレハブみたいなものを置いたりとか、売上げを上げるとか、利益をもっと確保しようと思えば、これは売り物を増やす、あるいはより高付加価値の売り物を用意するという話で、例えば近隣の自然環境を案内するプロのガイドを養成して、客単価を高く商売する人を増やす、それにこの施設を連動させるとか、あるいは民泊とかゲストハウスとか、そういった宿泊施設が町の北部は足りていない状況だと思いますので、そういうのをやる人を探して、施設と連携させる。あるいは、アクティビティとか、体験とか、特に北部のほうですと、自然もありますし、食文化もあると思いますので、そういうのを一緒につくるとか、そういうのをパッケージ化して、これもやっぱり施設と連携させるとか、体験をしてもらった上で、より気持ちよくお土産を買ってもらおうとか、そうい

った方策というのを考えていかなければいけないのではないかなと思っていて、これは施設をオープンしてから考えることではないのではないかなと思っているわけです。

当然北部の方々の考えとか、これまで委員会でやってきて、こういう方向であればいいだろうという検討があった上でだと思いのですけれども、今日私たまたま口にしましたけれども、ステップ・バイ・ステップといえますか、ちょっとずつ足場を固めていきながら進んでいくのが理想で、ただ現実的には、もう早く挑戦したいという気持ちもあるのでしょうけれども、町として、この施設をというのほかに同時に、あるいは並行して、あるいは先行して、いろいろと地域に対してこういうのをやってみたらどうですかというのが提案できることがまだあるのではないかと。あるいは、これまでもしてきたのかもしれませんが、ちょっとそこについて町の考えを伺いたいと思います。

副議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まず、地域に対してといいますか、地域自らが課題解決に取り組まれるという姿勢と熱意については、町として高く評価させていただきます。議員と同じ考えでございます。

ただ、ご指摘のとおり、拠点施設の運営管理は決して負担の軽いものではなく、地域住民の皆さんが疲弊することがないように配慮することは、町としても重要な視点であると認識しております。

そのため、本事業においては、これまで産直店舗としての運営実績を重ねるとともに、ワークショップによる意見集約、産直まつりなどのイベント開催、新たな事業者の参画に向けた検討、視察研修など、段階的な取組を進めてきたところであります。

町としましては、こうした取組を重ねてきたものを踏まえつつ、引き続き地域に寄り添

いながら関係機関等の協議や調整を含め、よりよい支援となるよう取組を進めていきたいというふうに考えております。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。まだこれから少しは時間がかかることかと思えますけれども、地域の方たちの間の話合いもそうですし、町と、町というか、行政と地域との話合いもそうですし、よりよい形でスタートを切れるように進めばいいなと思えますし、そのために私もちょっとできることを考えないといけないなと思っています。

いずれにせよ、一か八かのチャレンジにならないような、あるいは一か八かのチャレンジを後押しするような形にならないように今後も進めていっていただければなと思えますけれども、もちろんそういうお考えはお持ちですよ。いいですか。

副議長 町長。

町長 お答えいたします。

先ほどの課長からの答弁ともちょっと重なりますけれども、やはりステップ・バイ・ステップでということと、相当程度の見通しを立ててというところにつきましては、そのとおりであると思えます。

ただ、ここの貝沢、若畑の北部開発につきましては、相当前からそういう念頭に置いた取組をしてきた部分が、ある意味ステップ・バイ・ステップにつながっている部分もあるのかなというふうに捉えておりました。

観光ワラビ園であったりとか、産直まつりであったりとか、そして最も大きいのが産直施設を運用し、一定程度の売上げで回しているという実績もございますし、また計画の中でいろいろ北部における資源の活用という面と位置的な面からして、そしてまたなおかつこれまでの話合いで私、町からも願っている点は、主体的に運営して見通しをつけてやっていく体制について十分考えていた

だきたいということ課題提起させていただきました。その辺につきましては、組織を法人化し、継続的な運営ができるような体制であったりとか、人の手配、どういう方に運営をしていただいたりというところを主体的に考えていただいておりますし、そういう形でやっていくというお話をいただいたということを総合いたしまして、先ほどのようなスキームで取組を進めさせていただきたいというようにこととして考えているところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 何度も繰り返しになってしまいますけれども、私も住民が率先して、そういう話合いを重ねてきたことを、それを今まで続けてきたことというのは、物すごいことだと思って、その点、尊敬しています。

今町長から答弁をいただきましたけれども、これまで積み重ねてきたものがいろいろあるというのも存じておりますので、これがいい形で実を結ぶように見守っていきたいなと思っています。

では、私の一般質問、以上で終了します。ありがとうございました。

副議長 これで唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了しました。

あしたからは、予算審査特別委員会による審査を行います。

ここで予算審査特別委員会委員長より審査について、町民の皆様に周知してほしい旨の依頼がありましたので、当職よりお知らせします。

審査は例年どおり事前に定めた順序で課ごとに審査を行います。審査日程は、町のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

審査は、本会議同様、告知端末放送を行うほか、議場での傍聴も可能です。

お知らせは以上ですが、詳細については、
審査初日に委員長から留意事項の説明がある
と思います。

委員各位におかれましては、委員会日程に
従って日程内に審査を終了するよう、特に望
んでおきます。

これをもって、本日は散会いたします。お
疲れさまでした。

午後 零時19分 散 会